**第49回** 桜美会 税法実務研修会

**事例集**

研修内容　(認定研修４時間)

会員より寄せられた次のような事例(全17問（更問を含むと22問）)を取り上げ、質疑応答形式で解説します。

* 改正法令・通達の理解を深めるもの
* 実務上頻度の多いもの
* 取扱い上紛らわしいもの　等

応 答 者（予定）　大阪国税局　課税第一部

審　理　課　　小 原 雅 幸 主査（所得税担当）

柳　　 賢 治 主査（資産税担当）

山 田　修 平　主査（法人税・源泉所得税・消費税担当）

資産評価官　　樋 口 敦 子　主査（資産評価担当）

質 疑 者（予定）　桜美会

研修担当常任副会長　岸 田 光 正（総括）

　　研修部長　　　岡 所 伸 一（司会担当）

　　研修副部長　　前川秀行（所得税担当）

　　研修部員　　　長 田 義 博（所得税担当）

中　 秀 之（所得税担当）

小 山　琢 志（資産税担当）

堀 内　眞 之（資産税・資産評価担当）

舩 冨　康 次（法人税担当）

中 塚　秀 聡（法人税担当）

村 井　淳 一（源泉所得税・消費税担当）

事　例　目　次

【所得税】

Ｑ１　上場株式等に係る配当所得等の課税の特例等の令和4年度改正の内容につい

　　て　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

Ｑ２　住宅借入金等特別控除に係る令和4年度改正の内容について　・・・・・・　２

Ｑ３　青色申告特別控除の適用要件と電子帳簿保存法の改正について　・・・・・　４

Ｑ４　暗号資産の取引に係る課税関係について　・・・・・・・・・・・・・・・　５

Ｑ５　最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方

を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて　・・・・・・・・・・　６

【資産税】

Ｑ１　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用に

ついて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ｑ２　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税について・　８

Ｑ３　民法改正による成年年齢の引下げに伴う資産税関係法令の主な改正　・・・　９

Ｑ４　相続時精算課税制度により被相続人から贈与を受けていた場合の相続税の

課税価格への加算について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　10

Ｑ５　相続税法第49条に基づく開示請求について　・・・・・・・・・・・・・　10

【資産評価】

Ｑ１　市街地周辺農地の評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

【法人税】

Ｑ１　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し・・・・　12

Ｑ２　国庫補助金等に係る圧縮記帳について　・・・・・・・・・・・・・・・・　13

Ｑ３　連結納税制度からグループ通算制度への移行について　・・・・・・・・・　13

【源泉所得税】

Ｑ１　完全子法人等の配当に係る源泉徴収制度の改正について　・・・・・・・・　14

【消費税】

Ｑ１　インボイス制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

Ｑ２　消費税申告に関する誤りの多い事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

【所得税】

【Ｑ１　所得税】上場株式等に係る配当所得等の課税の特例等の令和４年度改正の内容について

|  |
| --- |
| 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例等に係る令和４年度改正の内容について教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　租法８の４①一、⑨

　　地方税法32、313

【Ｑ２　所得税】住宅借入金等特別控除に係る令和４年度改正の内容について

|  |
| --- |
| 住宅借入金等特別控除に係る令和４年度改正の内容について教えてください。 |

１　住宅借入金等特別控除制度の改正について

**【参考法令等】**

　　租法41

２　住宅借入金等特別控除の申告手続の簡素化について

**【参考法令等】**

　　租法41の２の３

　　租令26の２、26の３

　　租規18の21、18の23

【Ｑ２更問　所得税】認定住宅新築等特別税額控除、住宅耐震改修特別控除及び住宅特定改修特別税額控除に係る改正の内容について

|  |
| --- |
| 認定住宅新築等特別税額控除、住宅耐震改修特別控除及び住宅特定改修特別税額控除に係る各改正の内容について教えてください。 |

１　認定住宅新築等特別税額控除について

**【参考法令等】**

　　租法41の19の４

　　租令26の28の６

　　租規19の11の４

２　住宅耐震改修特別控除について

**【参考法令等】**

　　租法41の19の２

　　租令26の28の４

　　租規19の11の２

３　住宅特定改修特別税額控除について

**【参考法令等】**

　　租法41の19の３

　　租令26の28の５

　　租規19の11の３

【Ｑ３　所得税】青色申告特別控除の適用要件と電子帳簿保存法の改正について

１　青色申告特別控除について

|  |
| --- |
| 電子帳簿保存制度の見直しに伴い、65万円の青色申告特別控除の適用要件が改正されました。改めて、青色申告特別控除の要件について教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　措法25の２

　　措通25の２－１

２　不動産所得を生ずべき事業について

|  |
| --- |
| 55万円の青色申告特別控除の要件に「不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること」とありましたが、不動産貸付けが事業として行われているかどうかを判定する基準について教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　所法26、51、57、64

　　措法25の２

　　所基通26－９

３　電子帳簿保存法の改正の概要について

|  |
| --- |
| 65万円の青色申告特別控除の要件の１つである電子帳簿保存法について、その改正の概要を教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　措法25の２

　　措規９の６

　　措達25の２－４、25の２－５、25の２－６

　　電帳法４、５、８

　　電帳令２、３

　　電帳規２、３、５

【Ｑ４　所得税】暗号資産の取引に係る課税関係について

１　暗号資産取引により生じた利益に係る所得税法上の所得区分

|  |
| --- |
| 暗号資産取引により生じた利益は、所得税法上の何所得に区分されますか。 |

**【参考法令等】**

　　所法27、35、36

２　暗号資産の取引に係る所得の総収入金額の収入すべき時期について

|  |
| --- |
| 暗号資産の取引に係る所得の総収入金額の収入すべき時期について教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　所法35、36

　　所基通36－12、36－14

【Ｑ４更問　所得税】ＮＦＴやＦＴを用いた取引を行った場合の課税関係について

|  |
| --- |
| ＮＦＴ（非代替性トークン）やＦＴ（代替性トークン）を用いた取引を行った場合の課税関係について教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　所法27、33、35、36、37、38

【Ｑ５　所得税】最高裁判所令和３年３月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて

|  |
| --- |
| 国税庁ホームページによりますと、令和３年10月25日付で、最高裁判所令和３年３月11日判決を踏まえ、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当について、株式対応部分の計算方法について取扱いが変更されました。更正の請求手続きも含めて、内容について教えてください。 |

**【参考法令等】**

　　法法24①四

　　法令23①四

　　所令61②四

　　通法70

【資産税】

【Ｑ１　資産税】直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用について

令和４年度の税制改正において、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置等の延長及び見直しが行われましたが、その内容についてご教示願います。

【参考法令等】

措法70の２

措令40の４の２

改正法附則51

【Ｑ１更問　資産税】住宅取得等資金の贈与をした者が贈与をした年中に死亡した場合の贈与税及び相続税の課税関係について

　〈事実関係〉

　・令和３年２月１日に孫は、祖父から住宅購入の資金として１千万円の贈与を受けた。

　・孫は、令和３年中に自宅の購入契約を不動産業者と締結し、同年中に自宅を取得した。

・令和３年12月に贈与者である祖父が死亡した。

・孫は、祖父から遺贈により財産を取得している。

〈問〉

　　　孫が、住宅取得等資金の贈与税の非課税の適用を受けるための手続きをご教示

願います。

【参考法令等】

措令40の４の２⑫、⑬

措通70の２－14（住宅取得等資金の贈与をした者が贈与をした年中に死亡した場合の贈与税及び相続税の課税）

【Ｑ２　資産税】直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税について

教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合の手続及び教育資金に係る課税関係の概要についてご教示願います。

【参考法令等】

措法70の２の２⑫、⑬

措令40の４の３⑳

平31年改正法附則79③

令３改正法附則75③

【Ｑ２更問　資産税】　教育資金の非課税の特例を受けていた場合の相続財産への加算

<事実関係>

・　孫は、金融機関等と教育資金管理契約を締結し、祖父からの平成30年の贈与（300万円）

及び令和元年12月の贈与（500万円）について、教育資金の非課税制度の適用を受けてい

たが、令和４年１月に祖父が死亡した。

・　祖父の死亡まで、教育資金の支出がなかったことから、相続財産に加算すべき管

　理残額は800万円であるとして、相続税の申告を行った。

・　なお、祖父から上記800万円以外の贈与は受けていない。

<問>

　　相続税の申告に誤りはないか。

【参考法令等】

措法70の２の２⑫、⑬

措令40の４の３㉑

平31年改正令附則38②

令３年改正令附則29②

【Ｑ３　資産税】民法改正による成年年齢の引下げに伴う資産税関係法令の主な改正

令和４年４月１日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

成年年齢引き下げに伴い、相続税及び贈与税の各種特例の適用についての改正等についてご教示願います。

【参考法令等】

相法19の３（未成年者控除）

平成31年改正法附則23①、②

相法21の９（相続時精算課税）

平成31年改正法附則23③

措法70の２、70の３、震災特例法38の２（住宅取得等資金の非課税等）

措法70の２の５（贈与税の特例税率）

措法70の２の６～70の２の８（相続時精算課税適用者の特例）

措法70の６の８、第70の７、70の７の５（事業承継税制）

措法70の２の３（結婚・子育て資金の非課税）

【Ｑ４　資産税】相続時精算課税制度により被相続人から贈与を受けていた場合の相続税の課税価格への加算について

〈事実関係〉

被相続人Ａ　令和３年12月１日相続開始

相続人Ｂ（Ａの子）

　相続人Ｃ（Ａの子）

相続人Ｂは、平成16年に被相続人Ａから相続時精算課税制度による贈与を受けていた。

贈与財産：住宅取得資金　35,000,000円

相続人Ｂは、平成17年に贈与税の申告書を所轄税務署に提出した。

相続時精算課税の特別控除25,000,000円、

住宅取得等資金に係る特別控除10,000,000円

〈問〉

相続税の申告において、課税価格に加算される相続時精算課税の価額は、住宅取得等資金に係る贈与を除いた25,000,000円となりますか。

【参考法令等】

　相法21の15

　相基通21の15－１（相続税の課税価格への加算の対象となる財産）

　旧措法70の３の２②（住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る

贈与税の特別控除の特例）

【Ｑ５　資産税】相続税法第49条に基づく開示請求について

　　 税理士が代理人として、相続税法第49条に基づく開示請求を行う場合の手続及び開示される項目について、ご教示願います。

【参考法令等】

相法49（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）

相基通49-1（開示の請求をすることができる者）

相令27（贈与税の申告内容の開示請求の方法等）

相規29（贈与税の申告内容の開示請求書の記載事項等）

【Ｑ１　資産評価】市街地周辺農地の評価について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑴　次のように宅地造成費を差し引くとマイナスになる1,500㎡の市街地周辺農地がありま  す。評価額はいくらになりますか。  　　なお、当該土地の純農地の価額に比準した評価は、1,500,000円です。   |  |  | | --- | --- | | 宅地であるとした場合の１㎡当たりの価額 | １㎡当たりの宅地造成費 | | 13,350円 | 14,039円 | |

**【参考法令等】**

評基通37

評基通39

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑵　次のように地積規模の大きな土地の評価を適用すると、純農地に比準した評価1,500,000円を下回る1,500㎡の市街地周辺農地があります。評価額はいくらになりますか。   |  |  | | --- | --- | | 宅地であるとした場合の１㎡当たりの価額 | １㎡当たりの宅地造成費 | | 15,000円 | 14,039円 | | （15,000円‐14,039円）×1,500㎡＝1,441,500円 | | |

**【参考法令等】**

評基通37

評基通39

【法人税】

【Ｑ１　法人税】給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し

|  |
| --- |
| 令和４年度改正により、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しがされていますが、概要についてご教示ください |

**【参考法令等】**

　　措法42の12の５①、②

　　措令27の12の５①、③、⑪

　　改正法附則39

　　令和４年度　法人税関係法令の改正の概要（国税庁）

【Ｑ１更問　法人税】教育訓練費の範囲について

|  |
| --- |
| 教育訓練費の額に次のような支払が含まれるかご教示ください  ①　外部講師を招いて講義、指導等の教育訓練を実施するに当たり、その外部講師から指定された教材を購入する費用  ②　外部の研修機関に委託して教育訓練を行わせる場合に支払う費用の中に含まれている教材費の額  ③　教育訓練の実技に必要な機材の購入費用（例えば、電気設備工事業を営んでいる法人が実技研修用に購入する工具類など） |

**【参考法令等】**

　　措法42の12の５③七

　　措令27の12の５⑩

　　令和４年度　法人税関係法令の改正の概要（国税庁）

【Ｑ２　法人税】国庫補助金等に係る圧縮記帳について

|  |
| --- |
| 国庫補助金等に係る圧縮記帳について、資産取得事業年度の翌事業年度に補助金を受ける場合（いわゆる先行取得の場合）の取扱いが明確にされたとのことですが、具体的な取扱いについてご教示ください |

**【参考法令等】**

　　法法42①

　　法令79四、79の２

　　改正法附則４①、10①

　　令和４年度　法人税関係法令の改正の概要（国税庁）

【Ｑ３　法人税】連結納税制度からグループ通算制度への移行について

|  |
| --- |
| 《令和２年度の税制改正事項》  連結納税制度からグループ通算制度に移行しましたが、この移行に伴い連結子法人から通算子法人になることによる法人税に関する手続き他の影響についてご教示ください |

**【参考法令等】**

　　グループ通算制度の概要（令和２年４月　国税庁）

　　グループ通算制度に関するＱ＆Ａ（令和２年６月　国税庁）

【Ｑ１　源泉所得税】完全子法人等の配当に係る源泉徴収制度の改正について

|  |
| --- |
| 完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収についての改正内容をご教示ください |

**【参考法令等】**

　　所法171、177、212③、

　　法法22⑤

　　法令22①

　　源泉所得税の改正のあらまし（令和４年４月　国税庁）

【Ｑ１　消費税】インボイス制度について

|  |
| --- |
| 令和５年１０月１日から導入される、「適格請求書等保存方式」いわゆるインボス制度の適用にあたり、令和３年１０月１日から始まった登録申請について、留意すべき事項について教えてください |

**【参考法令等】**

　　消費税法改正のお知らせ（令和４年４月　国税庁）

【Ｑ２　消費税】消費税申告に関する誤りの多い事例

|  |
| --- |
| 消費税の申告に関して、誤りの多い事例をご教示ください |

**【参考法令等】**

　　国税庁ＨＰ　タックスアンサー№6603「個人事業者が事業を廃止した場合」